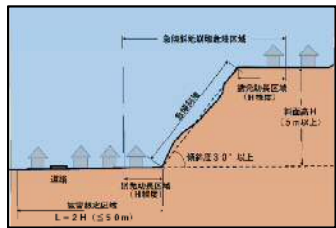


土砂・山崩れ等の被災に対する支援策（家裏：国土交通省所管支援事業一覧）

◆急傾斜地崩壊対策事業



【急傾斜対策工事例】



擁壁工



法枠工

【災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業】

- 要件：・急傾斜地の高さが10m（人家等に被害があった場合は5m）以上
 - ・人家5戸以上又は公共的建物に被害
 - ・事業費が1,500万円以上
 - ・急傾斜地崩壊危険区域指定地内又は指定（注1）見込み
- 負担割合：【国】40%～48.75% 【県】40%～48.75%
 - 【市町村、受益者負担金】20%～2.5%

【県単急傾斜地崩壊対策事業（現年災分）】

- 要件：・急傾斜地崩壊危険区域内又は指定（注1）見込みで、
 - 【災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業】の要件を満たさないもの
- 負担割合：【県】80%～90% 【市町村、受益者負担金】20%～10%

【災害関連地域防災がけ崩れ対策事業（市町村実施主体）】

- 要件：・「激甚災害」指定
 - ・急傾斜地崩壊危険区域の指定不要
 - ・急傾斜地の高さが5m以上
 - ・人家2戸以上又は公共的建物に被害
 - ・事業費が600万円以上
- 負担割合：【国】50% 【県】25% 【市町村、受益者負担金】25%

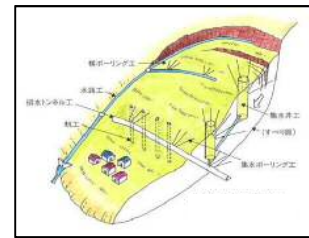
（注1）＜急傾斜地崩壊危険区域の指定基準＞

- ・急傾斜地（傾斜度30°以上）の高さが5m以上
- ・急傾斜地の崩壊により危険が生ずる恐れのある人家が5戸以上あるもの、又は5戸未満であっても、官公署、学校、病院、旅館等に危害が生ずる恐れのあるもの

■詳しくは、管轄する県土整備事務所へご相談ください。

■事業の担当窓口：島根県土木部砂防課 砂防係・傾斜地保全係
TEL 0852-22-5378

◆地すべり対策事業



【地すべり対策工事例】



集水井工



法枠工、アンカー工

【災害関連緊急地すべり対策事業】

- 要件：・人家10戸以上又は公共施設に被害
 - ・事業費が3,000万円以上
 - ・地すべり防止区域内又は指定（注2）見込み
- 負担割合：【国】50%～67% 【県】50%～33%

【県単災害対応緊急地すべり対策事業】

- 要件：・地すべり防止区域内又は指定（注2）見込みで、【災害関連緊急地すべり対策事業】の要件を満たさないもの
- 負担割合：【県】100%

（注2）＜地すべり防止区域の指定基準＞

- 地すべり地域の面積が5ha以上で、次のいずれかに被害を及ぼすおそれのあるもの
 - ・準用河川以上の河川及びこれに準ずる規模の河川
 - ・鉄道、都道府県道以上の道路又は迂回路のない市町村道その他公共施設のうち重要なもの
 - ・官公署、学校、病院等の公共建物のうち重要なもの
 - ・人家10戸以上

◆土石流対策事業

【土石流対策工事例】



砂防えん堤工



溪流保全工

【災害関連緊急砂防事業】

- 要件：・人家10戸以上又は公共施設に被害
 - ・事業費が3,000万円以上
 - ・砂防指定地内又は指定（注3）見込み
- 負担割合：【国】67% 【県】33%

（注3）＜砂防指定の指定基準＞

- 土石流を防ぐために砂防設備を要する土地または一定の行為を禁止し、若しくは制限すべき土地